

## CPR 株を利用して生産されたL-シトルリンに係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

「CPR 株を利用して生産されたL-シトルリン」については、平成 26 年 6 月 4 日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼食品の概要

本申請品目は、L-シトルリンを製造するため、*Escherichia coli* (*E. coli*) KY8227 株を宿主とし、L-シトルリンの合成の抑制、副生アミノ酸の生成及びL-シトルリンの代謝に関与する遺伝子の欠失、副生アミノ酸の生成の抑制に関与する遺伝子の導入並びにL-シトルリンの合成の抑制に関与する遺伝子の改変を行い作製された CPR 株を利用して生産されたL-シトルリンである。CPR 株は、*E. coli* 以外の DNA を含まず、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

### 3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のL-シトルリンと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

#### (参考)

L-シトルリンは、非必須アミノ酸の一つであり、錠剤、顆粒、飲料等の形態の食品に添加して用いられる。従来のL-シトルリンは、生産菌として *Corynebacterium glutamicum* を利用して生産されている。